

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

全国に発令されていた「緊急事態宣言」については、昨日、国において、感染状況を含む分析・評価が行われ、本県を含む39県が解除されました。

外出の自粛や施設の休業など、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて格別のご協力をいただきました県民の皆様・企業の皆様、医療提供体制の拡充にご協力いただきました医療関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

しかしながら、8都道府県を対象として緊急事態宣言は依然として継続されており、本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、ここで気を緩めることなく、引き続き、全県を挙げて感染拡大防止に取り組んでいかなければなりません。

県民の皆様、企業の皆様には、引き続きご負担をおかけいたしますが、再び感染を拡大させないよう、以下の取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- ◎ 緊急事態宣言対象都道府県への移動について、感染拡大防止の観点から、これまで同様、避けてください。また、通勤・通学・通院など日常的なものを除き、県をまたぐ不要不急の移動を控えてください。
- ◎ 緊急事態宣言対象都道府県からの帰省や来訪等を考えておられる方には、皆様から強く自粛を働きかけてください。また、緊急事態宣言対象都道府県と往来があった方や、その方と一緒に過ごされた方は、2週間は外出を控えていただくようお願いいたします。
- ◎ 企業の皆様におかれては、緊急事態宣言対象都道府県への出張の自粛や、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議の活用など人との接触を低減する取組を推進いただくとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための適切な対策をお願いいたします。
- ◎ 皆様お一人おひとりが、「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所を避けるなど感染防止対策を行われるとともに、国の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を参考に、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。

令和2年5月15日

山口県知事 村岡 嗣 政

県民の皆様・企業の皆様へのごお願い

これまで

(5月7日から5月15日まで)

◎ **県境をまたぐ移動の自粛**

不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで移動することは、これまで同様、避けてください。また、県外からの来訪などには、引き続き皆様から自粛を働きかけてください。

◎ **2週間の外出自粛**

県外へ行かれた方、帰省等で県外から来られた方、また、これらの方と一緒に過ごされた方は、2週間は外出を控えてください。

◎ **3つの密の回避**

手洗い、「密閉、密集、密接」のいわゆる3つの密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策を徹底してください。

◎ **外出の自粛**

引き続き「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所への外出については、自粛をお願いします。

5月16日(土)から

(5月16日から当面の間)

◎ **県境をまたぐ移動の自粛**

緊急事態宣言対象都道府県への移動は、これまで同様、避けてください。また、通勤・通学・通院など日常的なものを除き、県をまたぐ不要不急の移動を控えてください。

◎ **2週間の外出自粛**

緊急事態宣言対象都道府県からの来訪などには、皆様から強く自粛を働きかけてください。また、これらの都道府県と往来があった方、また、一緒に過ごされた方は、2週間は外出を控えてください。

◎ **3つの密の回避等**

「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所を避け、「新しい生活様式の実践例」等を参考に、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。

※ 緊急事態宣言対象都道府県

北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫